

人口減少社会における地方自治体の職員体制に関する指定都市市長会要請

地方自治体においては、これまでも「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）で示された集中改革プランへの対応のほか、独自に事務の効率化と職員体制のスリム化に取り組んでおり、総職員数は、平成6年（1994年）をピークとして平成30年（2018年）には約55万人の削減（対平成6年比）となっている。

こうした中、財務省の財政制度等審議会分科会において、地方自治体の一般行政部門の職員数は、今後の人口減少ペースに合わせると、2025年にはさらに約3万人減らすことが可能との試算が示された。

人口減少や少子高齢化など、地方行政を取り巻く課題や社会情勢の変化に対応するためには、限られた経営資源の中で、AIやRPAなど新たな技術も活用しながら行政の効率化を進め、業務の実施体制や実施方法を再構築し、生産性の向上を図る必要がある。

一方で、深刻化する子どもの貧困や児童虐待、待機児童対策への対応、高齢者支援のための地域包括ケアシステムの推進、防災対策や災害発生時の広域的な応援体制の確保など、住民に身近な基礎自治体として求められる住民サービスは、近年、複雑化・高度化しており、質・量ともに充実した対応が求められている。加えて、幼児教育・保育の無償化への対応など国の施策により実施体制を再構築しなければならないものもあり、その結果、平成27年以降、地方自治体の一般行政部門の職員数は4年連続で増加し、指定都市においても、平成29年以降2年連続で増加に転じている。

指定都市は、住民に身近な基礎自治体であると同時に、人口・産業が集積する大都市として地域の核となる役割を求められており、近隣市町村を含めた圏域全体の活性化に積極的に取り組んでいる。また、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、事務・権限の移譲など更なる地方分権の推進にも、引き続き取り組んでいるところである。

こうしたことを総合的に勘案して適正な職員体制を整備する必要があり、地方財政計画の策定等にあたっても、地方自治体の実情を十分に踏まえ、適切な職員数を計上し地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するよう強く要請する。

令和元年9月20日
指定都市市長会